

29. 法学研究科法曹養成専攻

| | | |
|-----|---------------------|-----------------|
| I | 法学研究科法曹養成専攻の教育目的と特徴 | ・ ・ ・ ・ 29- 2 |
| II | 「教育の水準」の分析・判定 | ・ ・ ・ ・ ・ 29- 3 |
| | 分析項目 I 教育活動の状況 | ・ ・ ・ ・ ・ 29- 3 |
| | 分析項目 II 教育成果の状況 | ・ ・ ・ ・ ・ 29- 9 |
| III | 「質の向上度」の分析 | ・ ・ ・ ・ ・ 29-15 |

I 法学研究科法曹養成専攻の教育目的と特徴

法学研究科法曹養成専攻（法科大学院。以下「本専攻」という）は、①自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、②法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、③社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図ることを、教育の基本理念としている。

本専攻の教育目標は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、社会の様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することである。法学研究科・法学部が我が国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点を持ってきた伝統を礎に、次代を担う優れた実務法曹を育成すること、また博士後期課程への進学等を経て法学研究者の道に進む者を輩出することが、本専攻に課せられた使命である。

このような教育目標を実現するため、本専攻では、①討議を重視した少人数教育、②法制度に関する原理的・体系的理解と論理的思考能力の涵養、③多様な専門性と総合的な能力の向上、④創造的な知的探求心の涵養と実務への架橋という4点を重視した教育を行っている。

[想定する関係者とその期待]

本専攻は、主に実務法曹を志し、本専攻の教育課程を通じて高度の法的思考・分析能力及び法的議論能力を習得したいと願う学生、かかる能力をもって司法制度を支え得る人材を渴望する法曹界のほか、同じくかかる能力を備えた人材を求める官庁や企業、さらに、将来の法科大学院教員となるべき法学研究者の輩出を望む大学等の学界の期待に応えようとするものである。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

(1) 教員組織の編成

教員組織の編成に関して、必要とされる専任教員数は 32 名であるが、それを上回る 34 名の専任教員（全員が教授。みなし専任教員は 5 名）を配置している（平成 27 年 10 月 1 日現在、以下同じ。資料 1-1）。他に兼任教員 22 名、兼任教員 66 名が配置され、教員総数は 122 名である。

教育体制の面でも、平成 27 年度開講の 29 科目 63 クラスの必修科目のうち、23 科目 44 クラスに専任教員を配置し（専任教員担当比率 69.8%）、主要科目の大部分を専任教員が担当している。また、専任教員の授業負担は、1 名を除き全員が年間 20 単位以下である。

教員の多様性に関しては、実務家教員を多数配置しており、専任教員のうち 9 名が、10 年以上の実務経験をもつ実務家教員である（専任教員 4 名、みなし専任教員 5 名）。これら実務家教員の知見を教育活動に活かすとともに研究者教員との連携を深めるため、平成 25 年度より実務基礎教育・理論教育連携委員会を設置して、両者間で随時意見の交換を行っている。

(2) 入学者選抜の方法

入学者選抜においては、多様性の確保のため、他学部出身者及び社会人を募集総人数の 3 割以上合格させる方針をとっている。また、前記 I の教育目的をよりよく実現するため、合格者決定は、法律科目試験（法学既修者枠）または小論文試験（法学未修者枠）の成績、出願書類の審査結果（学部の学業成績、学業以外の活動実績、社会人経験等）、及び適性試験の成績を総合考慮して行っている。

入学者選抜制度の改善として、平成 22 年度からは、少人数教育の徹底による教育効果の一層の向上を図って、入学定員を 200 名から 160 名に引き下げた。また、平成 28 年度入学者選抜（平成 27 年秋実施）からは、優れた素質を有する学生に対して早期に法曹への道を開くため、法学既修者について法学部 3 年次生出願枠（飛び入学制度）を設けた。

(3) 教員の教育力向上及び教育プログラムの質保証・質向上

教員の教育力の向上に関しては、授業方法・内容の改善等を目的として、全科目について、各学期に 2 回、学生に対する授業アンケートを行い、学生の意見を把握している（別添資料 1）。また、実務家教員と研究者教員との知見の交換の場として、法学研究科附属法政実務交流センターにおいて定期的に「法政実務フォーラム」（研究会）を開催している。

教育プログラムの質向上に関しては、授業科目の新設や制度改正等を教務委員会及び法曹養成専攻会議において審議するほか、法曹養成専攻教員懇談会（FD 会議）を学期ごとに開催して教員相互の意見交換を行い、教育内容・方法の改善に向けた議論を重ねている（別添資料 2）。また、学生の意見・要望を、授業アンケートのほか、法科大学院掛窓口に設置した「意見書・要望書ボックス」や、学生のクラス代表との定期的面談を通じても把握している。

内部質保証の体制の面では、平成 22 年度から毎年度、『京都大学法科大学院自己点検・評価報告書』を作成・公表し、教育活動の現状及び課題の把握に努めている。さらに、学外の有識者を委員とする外部評価委員会を毎年度開催し、教育内容・方法等について忌憚のない意見や助言を受けている（別添資料 3）。

京都大学法学研究科法曹養成専攻

資料1-1 法曹養成専攻教員組織（平成27年10月1日現在）

… 出典：平成27年度法科大学院自己点検・評価報告書154-155頁

| 教員分類 | 教員氏名 | 職名 | 教員分類 | 教員氏名 | 職名 | 教員分類 | 教員氏名 | 職名 |
|------|--------|----|------|--------|------|-----------------|--------|-----------------|
| 研・専 | 伊藤 孝夫 | 教授 | 研・専 | 山田 文 | 教授 | 兼担 | 濱本 正太郎 | 教授 |
| 研・専 | 岡村 忠生 | 教授 | 研・専 | 山本 敬三 | 教授 | 兼担 | 原田 大樹 | 教授 |
| 研・専 | 笠井 正俊 | 教授 | 研・専 | 横山 美夏 | 教授 | 兼担 | 船越 資晶 | 教授 |
| 研・専 | 川瀆 昇 | 教授 | 実・専 | 佐々木 茂美 | 教授 | 兼担 | 安田 拓人 | 教授 |
| 研・専 | 木南 敦 | 教授 | 実・専 | 杉田 裕幸 | 教授 | 兼担 | 山本 克己 | 教授 |
| 研・専 | 酒井 啓亘 | 教授 | 実・専 | 二本松 利忠 | 教授 | 兼担 | 山本 豊 | 教授 |
| 研・専 | 酒卷 匡 | 教授 | 実・専 | 若原 正樹 | 教授 | 兼担 | 愛知 靖之 | 准教授 |
| 研・専 | 塩見 淳 | 教授 | 実・み | 久保井 聡明 | 特別教授 | 兼担 | 佐々木 健 | 准教授 |
| 研・専 | 潮見 佳男 | 教授 | 実・み | 坂口 裕俊 | 特別教授 | 兼担 | 西内 康人 | 准教授 |
| 研・専 | 洲崎 博史 | 教授 | 実・み | 高橋 司 | 特別教授 | 兼担 | ヒジノ ケン | 准教授 |
| 研・専 | 曾我部 真裕 | 教授 | 実・み | 豊田 幸宏 | 特別教授 | 兼担 | 小畑 史子 | 人間・環境学 研究科教授 |
| 研・専 | 高木 光 | 教授 | 実・み | 西岡 繁靖 | 特別教授 | 兼担 | 小西 敦 | 公共政策教育部特 別教授 |
| 研・専 | 高山 佳奈子 | 教授 | 兼担 | 秋月 謙吾 | 教授 | 兼任 | 天野 佳洋 | 客員教授 |
| 研・専 | 中西 康 | 教授 | 兼担 | 稲森 公嘉 | 教授 | 兼任 | 飯島 奈絵 | 客員教授 |
| 研・専 | 奈良岡 聰智 | 教授 | 兼担 | 亀本 洋 | 教授 | 兼任 | 鎌田 幸夫 | 客員教授 |
| 研・専 | 橋本 佳幸 | 教授 | 兼担 | 北村 雅史 | 教授 | 兼任 | 長澤 哲也 | 客員教授 |
| 研・専 | 服部 高宏 | 教授 | 兼担 | 齊藤 真紀 | 教授 | 兼任 | 中務 尚子 | 客員教授 |
| 研・専 | 堀江 慎司 | 教授 | 兼担 | 佐久間 毅 | 教授 | 兼任 | 藤川 義人 | 客員教授 |
| 研・専 | 前田 雅弘 | 教授 | 兼担 | 寺田 浩明 | 教授 | 兼任 | 宮崎 朋紀 | 特別教授 |
| 研・専 | 松岡 久和 | 教授 | 兼担 | 土井 真一 | 教授 | (以下略) 非常勤講師 59名 | | |
| 研・専 | 村中 孝史 | 教授 | 兼担 | 仲野 武志 | 教授 | | | |
| 研・専 | 毛利 透 | 教授 | 兼担 | 西谷 祐子 | 教授 | | | |

「研」は研究者教員、「実」は実務家教員、「専」は専任教員、「み」はみなし専任教員。

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

本専攻では、教員組織の編成に関して、必要数を上回る専任教員を配置し、主要科目の大部分を専任教員が担当しており、また、実務家教員も多数配置している。これら研究者教員と実務家教員が教育・研究面で連携を図ることによって、質量ともに豊富な教員組織の資源を教育活動に最大限有効に利用している。入学者選抜の方法に関しては、他学部出身者や社会人を広く受け入れる方針を定め、また平成28年度からは法学部3年次生出願枠を先駆的に導入した。教員の教育力向上及び教育プログラムの質保証・質向上に関しては、授業アンケートの複数回実施等を通じて教員の資質向上を図り、また、教育内容・方法の改善のため、教員懇談会（FD 会議）の学期ごとの開催、意見書・要望書ボックスの設置等きめ細かな措置を講じている。自己点検・評価報告書の作成・公表や外部評価委員会の設置等、内部質保証の体制も充実している。

以上から、本専攻の教育実施体制は、実務法曹等を志し高度の法的思考・議論能力の習得を願う多様な学生、かかる能力を備えた人材の育成を求める法曹界・官庁・企業・学界等の関係者の期待を上回ると判断できる。

| |
|-------------------|
| 観点 教育内容・方法 |
|-------------------|

(観点に係る状況)

(1) 体系的な教育課程の編成

本専攻では、「優れた教養と高い専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた高度専門職業人であること」を求める学位授与の方針を定めている(資料1-2-1)。そのような学習成果を実現するため、次のとおり、基本的な法知識を体系的かつ効果的に習得できるように各科目を段階的・体系的に配置し、また、理論的な科目と実務的な科目を有機的に関連づけた教育課程を編成している(別添資料4・5)。

- ① 1年次では、必修の「基礎科目」において、法律基本科目についての基礎レベルの教育を集中的に行う。
- ② 2年次以降には、法律基本科目について具体的な事例を素材として複合的な視点から分析し思考する能力を養成する科目とともに、法律実務の基礎教育を行う科目を配置し、必修の「基幹科目」としている。さらに、弁護士実務や裁判実務の基礎に触れさせる科目を「実務選択科目」として配置している。
- ③ 2年次には、法曹としての責任感及び倫理観を涵養する法曹倫理の科目を、必修の「基幹科目」として配置している。
- ④ 3年次では、法律事務所でのエクスターンシップ、民事模擬裁判などの臨床系科目を「実務選択科目」として配置している。また、民事法文書の作成について添削指導を行う科目を必修の「基幹科目」としている。
- ⑤ 1年次から3年次にかけて、基礎法学や法学隣接分野の科目(「選択科目Ⅰ」)及び応用的・先端的な法領域の科目(「選択科目Ⅱ」)を幅広く開講している。

(2) 社会のニーズや国際化に対応した教育課程

社会のニーズへの対応の面では、上記(1)のとおり、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい教育課程を編成している。特に、「選択科目Ⅱ」として、実務法曹による教育指導の下で高度な実践的応用力の習得を目的とする科目を相当数かつ網羅的に開講し、また、「実務選択科目」として、エクスターンシップなどの臨床系科目も設置している。

さらに、「選択科目Ⅱ」として、研究者教員による教育指導の下で最先端の学術的・理論的知見を習得させる理論演習科目を開講し、また、創造的な問題探究能力の研鑽のため、「選択科目Ⅰ・Ⅱ」の一定の科目でリサーチ・ペーパーの提出を認めている。これらは、将来の法学研究者の養成という本専攻の社会的使命を果たす上で大きな役割を果たしている。

国際化の面でも、英語での作文・プレゼンテーション能力を研磨する外国人教員担当の科目を、平成26年度から開講している。また、平成27年度からは、同志社大学法科大学院との連携により、同法科大学院が提供する海外研修プログラムおよび同法科大学院とウィスコンシン大学ロースクールが合同で提供する外国法演習科目を、それぞれ「実務選択科目」と「選択科目Ⅱ」として開講し、海外の法律問題に関する知識の習得を奨励することで、国際対応力のある実務法曹や法学研究者の育成に努めている。

(3) 効果的な教育方法の実施・工夫

批判的思考能力や法的な対話能力を高めるため、次のとおり、討議を重視した少人数教育を行っている。

- ① 基礎科目及び基幹科目では、双方向・多方向形式を採用し、30名から60名程度のクラスで、学生の十分な予習を前提に、教員が様々な問題について質問し、学生がそれに答える方式で授業を行っている。
- ② 実務選択科目では、30名程度までのクラスでの演習形式を採用し、適宜、ロールプレイ等の技法を取り入れている。
- ③ 選択科目Ⅰ・Ⅱのうち、知識の応用能力を涵養する科目では、30名程度までのクラスで全員が討論に参加する演習形式を採用している。他方、基本的な知識の習得を図る科目は、教員の講義を中心とするが、適宜質疑応答を交えるなどして学生の理解を図っている。

また、学生に十分な予習・復習を求めるため、各科目のシラバスに、全体の概要、授業の形式、各回の授業内容、指定の教材、成績評価の基準と方法、到達目標等を明記してい

るほか、必要に応じて、各回の授業のために事前に準備すべき課題をウェブ上の教育支援システムを通じて指示・配布している。さらに、各学期・年度において履修登録ができる単位数に上限を設けている（各学期 20 単位、各年度 36 単位。3 年次はそれぞれ 24 単位、44 単位）。平成 27 年度後期の授業アンケート結果によれば、学生は 1 回の授業のために、基礎・基幹科目では平均 4 時間以上、全科目では平均 3～4 時間程度の予習・復習を行っている。

（４）法学未修者に対する学習支援

入学前に法学の基礎的な学識を有していない法学未修者の学習支援のため、平成 18 年度から、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学・編入学した学生を教育補助スタッフとして採用して法学未修者の教育を補助させる制度を設けている。平成 27 年度は延べ 11 名のスタッフが、1 年次の基礎科目につき、担当教員の指示の下に、知識定着のための小テストの作問、実施、採点等を行った。さらに、1・2 年次の法学未修者のために担任制度を設け、学生 15 名程度のグループごとに 1 名の教員を担任として配置して、学習全般に関する学生の相談に応じ、また、学習状況の把握に努めている。加えて、法学未修者の法文書作成能力の向上のため、基礎科目の内容に関する事例問題について学生が起案した法文書を添削指導する授業科目を平成 27 年度後期に試行実施し、平成 28 年度からの正式開講を決定した。

（５）学生の主体的な学習の支援

毎年度の初めに、新入学者全員を対象として、履修指導と開講前集中講座を実施している。履修指導では、教育理念・目標、教育課程の全体像、各科目群の概要、適切な履修方法等を説明し、開講前集中講座では、法情報の調査方法、判例分析の方法等を解説して、法律学を学ぶ前提となる知識・技能を習得させている（資料 1-2-2）。

また、各授業の担当教員は、オフィスアワーを設定するか、メール・電話での申し出に応じて個別に面談時間を設ける方法によって、質問や学習相談に応じている。さらに、成績不良者に対しては、毎学期、教務委員会及び担任委員会から呼び出しをかけ、学習状況を聴取して学習指導をしている（資料 1-2-3）。

学習のための設備・環境の面では、専用の自習スペースとして学習室及び自習室を設け、学生数 350 名（平成 27 年 11 月現在）を大きく上回る総計 486 席のキャレル・デスクを用意している。開室時間は、学生の要望を受けて平成 27 年度に従来よりも拡大し、土日祝日も含め午前 9 時～午後 11 時 45 分とした。学習室には開架資料室が付設され、公式判例集、主要な法律雑誌、法律図書等、1 万 8 千冊以上を配架している。また、法科大学院棟内には多目的室が 12 室設置され、学生が自主的な勉強会などのために利用している。ネットワーク環境に関しては、教室・学習室・自習室に無線 LAN 環境を整えるとともに、法情報オンライン・データベースを利用するためのユーザー ID を各学生に提供している。

資料1-2-1 教育課程の編成実施方針及び学位授与の方針

…出典：法科大学院ウェブサイト『基本理念・教育目標等』

| |
|---|
| <p>第1 教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>専門職学位課程（法科大学院）は、以下の教育目標の下、教育課程を編成し、実施する。</p> <p>1 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成する。</p> <p>2 法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養する。</p> <p>3 社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。</p> <p>4 理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する。</p> <p>第2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>1 所定の年限を在学し、本研究科法曹養成専攻が教育の理念及び目的に基づいて設定した所定のカリキュラムに沿った教育を受けて、必要修得単位を含む所定の単位を修得し、かつ、所定の評点平均を満たすことが、学位授与の要件である。</p> <p>2 本研究科法曹養成専攻の定めた基本理念に則って、優れた教養と高い専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた高度専門職業人であることが、課程修了に際して考慮されるべき重要な点である。</p> |
|---|

資料1-2-2 開講前集中講座の概要（平成27年度）

…出典：平成27年度法科大学院自己点検・評価報告書37頁

| 法学未修者 | | | | |
|---------|------------------------|----------------------|-------|---|
| 講義名 | 日時 | 場所 | 担当 | 内 容 |
| 法情報調査1 | 4月3日（金） 3時限目 | 法経第九教室 （法経本館2階中央） | 稲森教授 | 法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。 |
| 法情報調査2 | 4月3日（金） 4時限目 | 法経第九教室 （法経本館2階中央） | 稲森教授 | 法科大学院学習室、法学部図書館、およびWestlaw Japan Academic Suite について、それぞれの利用方法を説明する。 |
| 判例の読み方 | 4月4日（金） 2時限目 | 法経第九教室 （法経本館2階中央） | 曾我部教授 | 「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。 |
| 法学既修者 | | | | |
| 講義名 | 日時 | 場所 | 担当 | 内 容 |
| 法情報調査2 | 4月2日（木） 13:00～16:10 | 法経第六教室 （法経本館2階東） | 稲森教授 | 法科大学院学習室、法学部図書館、およびWestlaw Japan Academic Suite について、それぞれの利用方法を説明する。 |
| 判例分析の方法 | 4月3日（金） 2時限目 | 法経第六教室 （法経本館2階東） | 曾我部教授 | 「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。 |

資料1—2—3 成績不良者に対する学習指導

… 出典：平成27年度法科大学院自己点検・評価報告書136頁

1. 教務委員会において、毎学期、次の基準に該当する者を呼び出し、教務主任が学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言を行う。

○対象者：2年次既修者及び3年次生のうち、原級留置となった者又は前学期までの評点平均が2.2以下の者。ただし、休学中の者を除く。

2. 担任委員会において、毎学期、次の基準に該当する者を呼び出し、担任委員が分担して、学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言等を行う。

○対象者：1年次生及び2年次未修者のうち原級留置となった者、2年次未修者のうち前学期までの評点平均（基礎科目を除く）が2.2以下の者。ただし、休学中の者を除く。

*なお、平成27年度前期は、1につき12名（2年次既修者3名、3年次未修者4名、3年次既修者5名）、2につき13名（1年次生5名、2年次未修者8名）が対象となった。

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

本専攻では、教育課程の編成に関して、基本的な法知識を体系的かつ効果的に習得できるように各科目を段階的・体系的に配置するとともに、理論的科目と実務的科目を有機的に関連づけている。本専攻のカリキュラムは、法曹養成の目的に適合的・効果的であり、高度な理論的・実践的能力を身に付けさせる水準となっている。さらに、社会のニーズや国際化への対応に関しても、実務法曹担当の科目、エクスターンシップ等の臨床系科目、将来の研究者養成を狙いとする科目、外国人教員担当の科目、同志社大学との連携による外国法関連科目等を開設している。

教育方法の面では、双方向・多方向形式や演習形式の授業によって、討議を重視した少人数教育を実現している。また、シラバスの詳細な記載、授業資料・課題の事前配布、履修登録単位数の制限等を通じて、学生に十分な予習・復習を求めている。

学習支援の面では、法学未修者のために、教育補助スタッフによる教育支援や担任委員による学習相談を実施している。また、入学時の履修指導や開講前集中講座、オフィスアワーを用いた学習相談、教務委員会・担任委員会による成績不良者との面談も行っている。

学習のための設備・環境面でも、学習室・自習室に学生数以上のデスクを用意し、学習に必要な法律文献を多数配架した資料室を付設するほか、ネットワーク環境も整備している。

以上から、本専攻の教育内容・方法は、実務法曹等を志し高度の法的思考・議論能力の習得を願う学生、かかる能力を備えた人材の育成を求める法曹界・官庁・企業・学界等の関係者の期待を上回ると判断できる。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

(1) 厳格な成績評価及び進級・修了判定

本専攻では、全科目について科目ごとの到達目標を設定してシラバスに記載するとともに、基本的法分野については3年間の課程を通じた到達目標も定めている。これらの到達目標は、前記Ⅰの教育目的を踏まえた高度の水準に設定されている。

各科目の成績評価は、原則として点数によって行い、これをA+ (85点以上)・A (80～84点)・B (75～79点)・C (70～74点)・D (60～69点)・F (59点以下、不合格)の6ランクに区分している。各ランクの分布は、A+が全合格者の5%程度、A以上が25%程度、B以上が60～80%とし、学生に対しても周知している。成績評価の考慮要素は授業形式ごとに異なるが、双方向・多方向形式の授業(基礎科目・基幹科目はこれに該当する)では、学期末に筆記試験を実施するとともに、授業での応答等を平常点として加味している。

本専攻では、学生が当該年次に一定の学修成果を上げたことを確保するため、評点平均(GPA)による進級制を採用し、各科目の成績ランクに基づいて算出される評点平均が一定の基準をみたさない場合には進級や修了を認めないこととしている(別添資料6)。

(2) 進級・修了状況から判断される学習成果の状況

進級・修了状況に関しては、法学既修者の学生のほとんどが実質的な標準修業年限である2年で課程を修了し、法学未修者の学生も概ね6割程度が標準修業年限の3年で課程を修了しており(資料2-1)、高度の法的思考・分析能力や法的議論能力を身に付けることができている。

退学者は、在学中に司法試験に合格した者を除いてほとんどおらず、退学の理由も、多くは経済上の理由、健康上の理由等である。他方、法学未修者には、進級要件をみたさず原級留置となる学生が少なくないところ、原級留置の理由は、成績不良のほか、休学、健康上の理由による長期欠席等である。なお、前記(1)のような相対評価の必然的結果として、学生には学業成績が不良の者もみられるが、成績不良だけを理由に原級留置となった者や修了できなかった者は少数にとどまる。

(3) 学業の達成度や満足度に関する調査結果

本専攻では、前記のとおり、各学期に2回、全科目について学生に対する授業アンケートを実施し、当該科目の授業の改善や教育プログラムの改善につなげている。授業アンケートには、各科目の到達目標がどのくらい達成できたか、達成できなかった主な理由は何かという質問項目を設けて、学業の達成度を調査しているほか、授業への参加状況、難易度、興味・関心の深まりに関する質問項目を通じて、満足度も把握している。それによれば、例えば必修である基幹科目について、達成度8割以上とする回答は45%以上あり、これに達成度6～8割とする回答も合わせると80%程度に上り、学生の自己認識としても学業の成果が上がっている。また、満足度に関連する質問項目でも、例えば興味関心を惹くとの回答が、基幹科目では75%程度を占めている(別添資料1)。

京都大学法学研究科法曹養成専攻

資料 2 - 1 進級・修了状況（平成 22 年度以降入学者）

… 出典：平成 27 年度法科大学院自己点検・評価報告書 16-18 頁

平成 22 年度入学者

| | | | | |
|----------|----------|------|------|----|
| 未修者 | 平成 22 年度 | 4 月 | 入学 | 39 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | 平成 23 年度 | 4 月 | 進級 | 31 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 7 |
| | 平成 24 年度 | 4 月 | 進級 | 29 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 9 |
| | | 年度内 | 退学 | 4 |
| | | 3 月 | 修了 | 23 |
| | 平成 25 年度 | 4 月 | 進級 | 6 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 5 |
| | | 9 月 | 修了 | 1 |
| | | 3 月 | 修了 | 4 |
| | 平成 26 年度 | 4 月 | 進級 | 2 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 4 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | | 9 月 | 修了 | 1 |
| 平成 27 年度 | 3 月 | 修了 | 3 | |
| | 4 月 | 原級留置 | 1 | |
| 平成 22 年度 | 4 月 | 入学 | 127 | |
| | 年度内 | 退学 | 3(1) | |
| 平成 23 年度 | 4 月 | 進級 | 121 | |
| | 4 月 | 原級留置 | 3 | |
| | 年度内 | 退学 | 2 | |
| | 3 月 | 修了 | 120 | |
| 平成 24 年度 | 4 月 | 原級留置 | 2 | |
| | 年度内 | 退学 | 1 | |
| 平成 25 年度 | 4 月 | 進級 | 1 | |
| | 3 月 | 修了 | 1 | |

平成 23 年度入学者

| | | | | |
|----------|----------|------|------|-----|
| 未修者 | 平成 23 年度 | 4 月 | 入学 | 33 |
| | | 4 月 | 進級 | 30 |
| | 平成 24 年度 | 4 月 | 原級留置 | 3 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | 平成 25 年度 | 4 月 | 進級 | 27 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 5 |
| | | 年度内 | 退学 | 2 |
| | | 3 月 | 修了 | 19 |
| | 平成 26 年度 | 4 月 | 進級 | 3 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 8 |
| | | 年度内 | 退学 | 2 |
| | | 9 月 | 修了 | 4 |
| | 平成 27 年度 | 3 月 | 修了 | 4 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 1 |
| | 平成 23 年度 | 4 月 | 入学 | 126 |
| | | 4 月 | 進級 | 125 |
| 平成 24 年度 | 4 月 | 原級留置 | 1 | |
| | 3 月 | 修了 | 124 | |
| | 4 月 | 進級 | 1 | |
| 平成 25 年度 | 4 月 | 原級留置 | 1 | |
| | 9 月 | 修了 | 1 | |
| | 3 月 | 修了 | 1 | |

京都大学法学研究科法曹養成専攻

平成 24 年度入学者

| | | | | |
|----------|----------|-----|------|------|
| 未修者 | 平成 24 年度 | 4 月 | 入学 | 40 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | 平成 25 年度 | 4 月 | 進級 | 32 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 7 |
| | 平成 26 年度 | 年度内 | 退学 | 5 |
| | | 4 月 | 進級 | 28 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 6 |
| | | 年度内 | 退学 | 4 |
| | | 3 月 | 修了 | 22 |
| | 平成 27 年度 | 4 月 | 進級 | 3 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 5 |
| | | 9 月 | 修了 | 1 |
| 年度内 | | 退学 | 2 | |
| 平成 28 年度 | 3 月 | 修了 | 4 | |
| | 4 月 | 進級 | 1 | |
| | 4 月 | 入学 | 130 | |
| 既修者 | 平成 24 年度 | 年度内 | 退学 | 1 |
| | | 4 月 | 進級 | 126 |
| | 平成 25 年度 | 4 月 | 原級留置 | 3 |
| | | 年度内 | 退学 | 4(2) |
| | | 3 月 | 修了 | 122 |
| | 平成 26 年度 | 4 月 | 進級 | 1 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 2 |
| | | 9 月 | 修了 | 2 |
| | | 3 月 | 修了 | 1 |

平成 25 年度入学者

| | | | | |
|-----|----------|-----|------|----|
| 未修者 | 平成 25 年度 | 4 月 | 入学 | 38 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | 平成 26 年度 | 4 月 | 進級 | 27 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 10 |
| | 平成 27 年度 | 年度内 | 退学 | 5 |
| | | 4 月 | 進級 | 23 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 9 |
| | | 年度内 | 退学 | 5 |
| | | 3 月 | 修了 | 16 |
| | 平成 28 年度 | 4 月 | 進級 | 5 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 6 |

| | | | | |
|-----|----------|-----|------|------|
| 既修者 | 平成 25 年度 | 4 月 | 入学 | 124 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | 平成 26 年度 | 4 月 | 進級 | 121 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 2 |
| | | 年度内 | 退学 | 6(6) |
| | 平成 27 年度 | 3 月 | 修了 | 111 |
| | | 4 月 | 進級 | 2 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 4 |
| | | 9 月 | 修了 | 3 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | | 3 月 | 修了 | 1 |
| | 平成 28 年度 | 4 月 | 原級留置 | 1 |

平成 26 年度入学者

| | | | | | |
|----------|----------|----------|------|------|-----|
| 未修者 | 平成 26 年度 | 4 月 | 入学 | 39 | |
| | | 年度内 | 退学 | 4 | |
| | 平成 27 年度 | 4 月 | 進級 | 29 | |
| | | 4 月 | 原級留置 | 6 | |
| | 平成 28 年度 | 年度内 | 退学 | 3 | |
| | | 4 月 | 進級 | 17 | |
| | 平成 29 年度 | 4 月 | 原級留置 | 15 | |
| | | 4 月 | 入学 | 122 | |
| | 既修者 | 平成 26 年度 | 年度内 | 退学 | 1 |
| | | | 4 月 | 進級 | 118 |
| 平成 27 年度 | | 4 月 | 原級留置 | 3 | |
| | | 年度内 | 退学 | 3(2) | |
| | | 3 月 | 修了 | 113 | |
| 平成 28 年度 | | 4 月 | 進級 | 2 | |
| | 4 月 | 原級留置 | 3 | | |

平成 27 年度入学者

| | | | | |
|-----|----------|-----|------|-----|
| 未修者 | 平成 27 年度 | 4 月 | 入学 | 32 |
| | | 年度内 | 退学 | 1 |
| | 平成 28 年度 | 4 月 | 進級 | 23 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 8 |
| 既修者 | 平成 27 年度 | 4 月 | 入学 | 124 |
| | | 年度内 | 退学 | 5 |
| | 平成 28 年度 | 4 月 | 進級 | 117 |
| | | 4 月 | 原級留置 | 2 |

※退学者数のうち () は、司法試験合格を理由とするもの。

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

本専攻では、高度の到達目標を定めて厳格な成績判定及び進級・修了判定を行っているところ、進級・修了状況によれば、大半の学生が標準年限で課程を修了しており、学生は高度の学力を身に付けることができている。また、授業アンケートの結果によれば、各科目の到達目標が高度に達成され、満足度も高いことが分かり、学業の成果が上がっている。

以上の学業の成果に照らし、本専攻は、高度な法的思考・議論能力の習得を願う学生、かかる能力を備えた人材の育成を求める法曹界・官庁・企業・学界等の関係者の期待に込んでいると判断できる。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

(1) 進路・就職状況から判断される学業の成果

本専攻では、学生・修了者支援委員会において、修了生の進路状況を把握するとともに、同委員会の下に就職支援室を置き、就職支援も行っている。

修了者の多数は、修了後に受験する司法試験に合格し(5年累積合格率は75~80%程度)、司法修習を経て実務法曹(裁判官、検察官、弁護士)になっているほか、大学教員を目指して博士後期課程に進学する者も毎年数名程度おり(資料2-2)、平成16年度の開設以来既に26名以上が大学教員として教育・研究に従事している。これらは、いずれも本専攻の教育課程による学業の成果にほかならない。また、在学中の学業成績(基礎科目を除く全科目の平均点)と司法試験の合格率との間には、強い相関関係が認められる(別添資料7)。

(2) 学業の成果に関する修了生への意見聴取

修了生に対しては、進路及び司法試験の合否・成績等の調査に併せて、本専攻での学習成果及び教育内容に関するアンケート調査を行っている。それによれば、本専攻の授業及びそれに伴う学習が法曹に必要な能力の習得に資したとする回答が約90%であり(別添資料8)、学生自身の自己認識としても学業の成果が上がっている。

なお、進路先・就職先等の関係者に対しては特に意見聴取を行っていないが、裁判官や検察官への任官状況や弁護士事務所への就職状況から判断して、本専攻の修了生に対する高い評価がうかがえる。

資料 2-2 修了者の進路及び活動状況

… 出典：平成 27 年度法科大学院自己点検・評価報告書 11 頁

| 修了年度 | 修了者数 | 司法試験※ | | | | 修了時の進路（受験準備除く） | | | | |
|----------|------|-------|------|------|------|----------------|-------|--------------|-------|----|
| | | 1 年目 | | 2 年目 | | 司法修習 ※※ | 助教 | 博士後期 課程進学 | その他 | 備考 |
| | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | | | | | |
| 平成 17 年度 | 134 | 130 | 87 | 36 | 23 | 3 | 2 (2) | 5 (3) | 1 | |
| 平成 18 年度 | 189 | 175 | 112 | 54 | 17 | 1 | 1 (1) | 1 (1) | 1 | |
| 平成 19 年度 | 191 | 179 | 81 | 86 | 27 | 0 | 3 (3) | 3 (2) | 2 | |
| 平成 20 年度 | 187 | 178 | 111 | 57 | 25 | 0 | 4 (4) | 1 (1) | 2 (1) | |
| 平成 21 年度 | 192 | 177 | 99 | 77 | 37 | 0 | 1 (1) | 6 (2) | 3 | |
| 平成 22 年度 | 202 | 182 | 119 | 62 | 32 | 0 | 0 (0) | 3 (3) | 4 | |
| 平成 23 年度 | 164 | 159 | 105 | 46 | 20 | 0 | 0 (0) | 4 (4) | 1 | |
| 平成 24 年度 | 160 | 150 | 95 | 53 | 24 | 0 | 0 (0) | 2 (2) | 2 | |
| 平成 25 年度 | 153 | 146 | 96 | 46 | 27 | 0 | 0 (0) | 4 (4) | 2 | |
| 平成 26 年度 | 148 | 135 | 88 | | | 0 | 0 (0) | 7 (3) | 0 | |
| 平成 27 年度 | 139 | ※※※ | ※※※ | | | 0 | 0 (0) | 2 (-) | 0 | |

| 修了年度 | 修了者数 | 司法試験合格者 | | | | | | | その他 | | | | |
|----------|------|-----------|----------|--------------|-------------|--------------|--------------|-----------------------------|-----|----|----|-----------------------------|----|
| | | 裁判官 任官 | 検事 任用 | 弁護士 (事務所) | 弁護士 (企業) | 弁護士 (その他) | 司法修習 (予定) | その他 (研究者、 進学者等 含む) | 不明 | 就職 | 進学 | その他 (司法試験 受験準備 含む) | 不明 |
| 平成 17 年度 | 134 | 17 | 1 | 78 | 6 | 0 | 0 | 3 | 11 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| 平成 18 年度 | 189 | 18 | 3 | 97 | 9 | 0 | 0 | 2 | 7 | 14 | 0 | 0 | 39 |
| 平成 19 年度 | 191 | 14 | 6 | 78 | 4 | 0 | 0 | 9 | 15 | 15 | 0 | 1 | 50 |
| 平成 20 年度 | 187 | 9 | 8 | 109 | 1 | 1 | 2 | 6 | 15 | 7 | 0 | 1 | 29 |
| 平成 21 年度 | 192 | 12 | 4 | 106 | 3 | 0 | 3 | 5 | 16 | 7 | 0 | 0 | 36 |
| 平成 22 年度 | 202 | 24 | 7 | 115 | 3 | 1 | 3 | 7 | 7 | 5 | 0 | 0 | 30 |
| 平成 23 年度 | 164 | 18 | 2 | 93 | 1 | 1 | 4 | 9 | 6 | 3 | 0 | 0 | 27 |
| 平成 24 年度 | 160 | 24 | 8 | 59 | 1 | 0 | 21 | 13 | 2 | 6 | 0 | 16 | 10 |
| 平成 25 年度 | 153 | 11 | 6 | — | — | — | 102 | 5 | 0 | 4 | 3 | 22 | 3 |
| 平成 26 年度 | 148 | — | — | — | — | — | 82 | 10 | 1 | 0 | 1 | 53 | 2 |
| 平成 27 年度 | 139 | — | — | — | — | — | — | — | — | 3 | 2 | 134 | 0 |

() 内は、司法試験 1 年目合格者数

※司法試験合格者のうち助教に採用された者及び博士後期課程に進学した者以外の者の進路について正確な数は把握していないが、その全員ないし大多数が司法修習を開始したものと認識している。

※※法科大学院在学中に司法試験に合格していたため修了後直ちに司法修習を開始した者をいう。

※※※司法試験は修了後の 5 月に受験、9 月に合格発表のところ、出身法科大学院別の受験者数は、合格者数とあわせて 9 月に公表される。

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

本専攻の修了者は、その多数が司法試験に合格して実務法曹になっており、また修了生アンケートからは、本専攻の授業を通じて法曹に必要な能力を身に付けたことが分かる。加えて、毎年数名程度が博士後期課程に進学し、後に大学教員となっている。また、在学中の学業成績と司法試験の結果との間には、強い相関関係がある。

以上の進路・就職の状況に照らし、本専攻は、高度の法的思考・議論能力を習得し実務法曹・研究者等として活躍することを望む学生、かかる能力を備えた人材の育成・供給を求める法曹界・官庁・企業・学界等の関係者の期待に応えていると判断できる。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

法曹養成専攻における教育活動の状況については、以下の事例によって、質の向上があったと判断できる。

① 事例1 「入学者選抜制度の改善」

平成22年度から入学定員を200名から160名に引き下げることによって、30名から60名程度のクラス編成による少人数教育を徹底して教育効果の一層の向上を図った。また、平成28年度入学者選抜からは、法学既修者について法学部3年次生出願枠（飛び入学制度）を設け、優れた素質を有する学生に対して早期に法曹への道を開く取組みを開始した。

② 事例2 「法学未修者への学習支援」

法科大学院教育補助スタッフによる法学未修者教育の補助について、その具体的方法を頻繁に改善しており、授業後に質問対応をする方法や学習会のチューターを務める方法を経て、平成22年度以降は、知識定着のための小テストの作成・実施等を行う方法を採用している。また、平成28年度から、法学未修者の法文書作成能力の向上のための科目を新設することを決定した。

③ 事例3 「国際化に応じた科目の開発」

平成26年度から、英語での作文・プレゼンテーション能力を研磨する外国人教員担当の授業を開講しており、また、平成27年度からは、同志社大学法科大学院との連携により、外国法演習科目と海外研修プログラムを新たに開講し、国際対応力のある実務法曹や法学研究者の育成に努めている。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

該当なし